

平成23年6月8日

危機管理対策本部会決定

葛飾区の施設における夏期の節電対策について

- 1 葛飾区は、政府が今夏の電力需給対策として、ピーク時の最大使用電力の削減目標を一律15%削減に緩和したことを受け、区有施設全体の使用電力の削減率を15%とする。

ただし、利用者へのサービス水準の確保や子ども・高齢者の熱中症対策等を十分に考慮し、各施設管理者は個別の事情を勘案した適切な節電対策を行うものとする。

- 2 総合庁舎における削減率は、区の率先行動として25%を目標とする。
- 3 毎月の使用電力調査等により、節電状況について公表していく。
- 4 施設利用者に区の率先行動をPRし、節電への理解と協力を推進するため、各施設において取り組んでいる節電対策を掲示する。

葛飾区の緊急節電対策について

葛飾区では、東日本大震災に伴う電力不足に対応するために、総合庁舎等において冷房やエレベータを一部停止するなどの節電対策を実施するとともに、区民や区内事業者へ節電の呼びかけを行ってきた。

このたび、節電対策のための補正予算を組み、LED電球の購入費助成事業等により、家庭や区内事業所などの節電対策を一層推進するとともに、区民や事業者への節電徹底のPR、総合庁舎等のさらなる節電対策を進めていく。

1 区民・事業者向け節電対策

(1) LED電球の購入費助成（区民向け）

区内の店舗でLED電球を購入し、その購入費総額が5千円以上となる区民を対象に購入費用の一部を助成する。

- ① 申請受付期間 平成23年7月1日～平成23年9月30日
- ② 補助率 1/2
- ③ 助成限度額 5千円

(2) 高効率蛍光灯、LED照明機器の設置費助成（事業者向け）

中小企業等を対象に、設置費総額が10万円以上となる場合に、設置費用の一部を助成する。

- ① 申請受付期間 平成23年7月1日～平成23年9月15日
- ② 補助率 1/2
- ③ 助成限度額 500千円

(3) 太陽光発電システム設置費助成の拡充（住宅用・事業所用）

現行の太陽光発電システムの設置費助成の助成金額等を拡充し、設置の促進を図る。

- ① 申請受付期間 平成23年7月1日～平成24年3月15日
※既申請者で、平成23年4月1日以降に電力受給を開始した方も対象。
- ② 助成金額 1kwあたり単価 住宅用・事業所用ともに8万円
(従来は、住宅用3万円、事業所用6万円)
- ③ 助成限度額 住宅用40万円、事業所用80万円
(従来は、住宅用12万円、事業所用60万円)

2 総合庁舎等における節電対策

(1) 照明器具の節電対策

下記①②の実施により、総合庁舎全体で約12%の節電を目指す。

① 省エネ未対応等の蛍光管をLED照明に交換

現在、総合庁舎内で省エネ未対応となっている照明（蛍光管）や老朽化して

いる照明（蛍光管）約860本をLED化する。

② 反射板の設置

照明器具（蛍光灯）の本数を50%程度間引き、衛生管理上の照度（300ルクス）維持を目標として約500か所の照明器具へ反射板を取り付ける。

(2) 緑のカーテンの設置

節電・省エネにも効果のある緑のカーテンを公共施設に設置することで、節電対策を広く区民に周知するとともに省エネ意識を啓発する。

《設置個所（14箇所）》

- ① 区役所総合庁舎
- ② 保育園7園（新小岩、白鳥、花の木、細田、堀切、会野、西亀有）
- ③ 小学校4校（新宿、東水元、西亀有、北野）
- ④ 新小岩学び交流館
- ⑤ 南綾瀬地区センター

(3) 電気使用量表示装置の設置

公共施設に「省エネナビ」を設置し、現在の電気使用量などを表示することにより、節電の取組みの徹底及び区民等への節電啓発を図る。

《設置場所》

区役所総合庁舎、区民事務所等7箇所

(4) その他

① 冷房の送風電力カット

本館・新館・議会棟の全8系統の送風機を輪番で30分毎にON・OFFさせることにより、送風電力を50%カットし、前年比14%の節電を目指す。

② その他

エレベータ2基の停止、自動ドアの適宜停止、パソコンの省電力設定等を行い、前年比1%の節電を目指す。

3 学校・教育施設における節電対策

(1) 体育館照明器具の節電対策

小学校2校、中学校2校において、体育館の照明器具（水銀灯）を、消費電力の少ない長寿命な無電極型へ交換する。

単体では年間40%、全校（小・中学校計73校）で年間0.6%の節電を目指す。

(2) エアコンへのデマンドコントローラー設置

施設の電力需要が高くなったときにエアコンの集中稼働を避けるように制御するデマンドコントローラーを、全校（小・中学校計73校）の教室のエアコンに設置する。3年間のリース契約で、リース期間終了後は区に無償譲渡される。

仮に制御率を50%とした場合、年間4.4%の節電となる。

(3) その他

- ① 節電ステッカーを学校で製作し、エアコンや電灯のスイッチ付近の壁面に貼ることにより、こまめなON・OFF習慣と節電意識の高揚を図る。

- ② 学校内に節電責任者（例：校長）と節電指導者を定め、校内の節電巡回を実施し、全校をあげて節電に取り組む。

4 節電徹底のPR

(1) 啓発ポスターの作成

節電対策の啓発ポスターを印刷し、区施設・学校・事業所・町会等へ配布・掲出する。

(2) 横断幕の設置

公共施設7箇所で横断幕を設置する。

(3) 庁用車ステッカーの貼付

ステッカーを作成し、庁用車に貼付する。